

会社設立許可申請

円滑な理解のために文体は「です・ます」(丁寧体)ではなく「である」(常体)で表記します。

1 会社の種類

株式会社、合同会社、合名会社、合資会社

2 法人化のメリットとデメリット

(1) メリット

- ① 信用がある
- ② 周りからの見た目
- ③ 節税できる
- ④ 社長やその家族も社会保険に加入できる
- ⑤ 決算の月を自分で決めることができる
- ⑥ 社長をやめるときに退職金を支払うことができる
- ⑦ 事業を継続できる

(2) デメリット

- ① 赤字でも税金を支払う（法人住民税の均等割）
- ② 書類など事務作業が大変
- ③ 社会保険の強制加入
- ④ 設立時に費用がかかる
- ⑤ 所得が少ないと個人事業主よりも税金の負担が重くなる
- ⑥ 株式会社は一定の期間ごとに役員変更が必要
- ⑦ 税務調査の可能性が高くなる

3 申請までのみちのり

(1) 設立の方法 「発起設立か募集設立か」

① 発起設立

- ・発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける方法。
- ・発起人が1人で会社を設立できる。
- ・多くはこの方法を選んでいる。しかし、発起人以外の出資者を募りたい場合は、募集設立を選択することになる。

② 募集設立

発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法で、株式会社を設立する方法

4 創立総会を開催しなければならない

(1) 株主総会と取締役会

① 株主総会の決議の種類

- ・普通決議 役員の選任、計算書類の承認、剰余金の配当（過半数の株主の出席、議決権の過半で決議）
- ・特別決議 定款の変更、合併・分割などの重要事項（過半数の株主の出席、議決権の3分の2以上で決議）
- ・特殊決議 株式譲渡制限のための定款変更（総株主の半数以上で、かつ、議決権の3分の2以上で決議）

(2) 取締役会

- ・取締役会の設置は任意。

取締役会を設置する場合は、3名以上の取締役で構成され、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって可決される。

※ 取締役の任期は、原則選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなる。

ただし、非公開会社の場合は、定款によって、その期間を10年以内にまで延ばすことができる。

(3) 監査役

監査役の設置は任意だが、設置する場合は、1名以上おかなければならない。任期は4年（株式譲渡

制限会社は、10年まで延長可)。監査役の業務は、業務監査と会計監査となっている。

(4) 会社概要の決定

- 発起人
- 役員
- 商号 (類字商号のチェック)
- 事業目的 (会社が行う事業)
- 適法性、営利性、明確性、具体性
- 決算期
- 資本金額 など

(5) 設立

- ① 定款の作成
- ② 印鑑の作成 (会社代表者印)

印鑑のサイズが決まっている (商業規則: 1cm以上)

- ③ 諸書類の作成

- ・本店所在場所決議書
- ・取締役・代表取締役・監査役就任承諾書
- ・資本金振り込み証明書
- ・資本金の額の計上に関する証明書 ※ 会社設立に際し必ず提出を求められるものではない。
- ・調査報告書 ※ 現物出資をする場合に必要な書類
- ・財産引継書 ※ 現物出資の目的たる財産の表示のため作成する書類
- ・委任状 (定款用、登記申請用 (司法書士の依頼による。))

- ④ その他用意するもの

- ・発起人の印鑑登録証明書、実印

⑤ 定款認証

ア 公証人と事前の打ち合わせを行う (定款の案の確定)

イ 電子署名

電子証明書のダウンロードに必要な手続が必要

〈例〉・セコムパスポート forG-ID (電子証明書)

PIN コード及びパスワードの送付を受ける。定款に電子署名する。

・PDF 変換ソフトは、「Sky PDF Professional for Legal」

法務省にデータを送るソフトを起動する

登記・供託オンラインにより指定公証人あて送付

ウ 公証人役場で定款の認証を受ける

持参するもの

- ・定款 3通 (電子定款の場合は、委任状を添付し契印を施したもの 1通)
- ・発起人全員の印鑑登録証明書各 1通 (発起人が法人の場合は、法人の登記事項証明書)
- ・実質的支配者となるべき者の申告書
- ・費用 (認証料 5万円 + 同一の情報の提供の件数 (700円/件) 電磁記録の保存料)
※ 電子定款の場合、印紙代 (4万円) は不要。

⑥ 資本金の振込み

定款認証を得た後に、発起人代表者の銀行口座に予定している資本金を振り込む。

委任状と定款 (電子署名したもの) を契印する。

5 定款の作成

(1) 絶対的記載事項

以下の事項につき記載がない定款は、無効となる。

- ① 商号 同一所在場所、同一商号は、使用できない。
- ② 目的

ア 目的として定めたこと以外の事業を行うことはできない。

イ 将来営みたい事業も記載できる。

ウ 行政書士の業務として最も力量が試されるもので、成果をアピールできる事項でもある。

- ③ 本店所在地
最小行政区画までよいことになっている。盛岡市など
 - ④ 資本金（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）
 - ア 設立に際して出資される財産の価額
 - 設立時に会社にあるお金や財産
 - イ 設立時に会社にあるお金や財産価額が最低額未満では会社を設立しない、という意味。
 - ※ 設立に際して出資される財産の価額 > 資本金
- 発行可能株式総数は、設立登記までには必ず定款に定めなければならない。（公開会社に限っては、設立時に発行される株式数は、発行可能株式総数の4分の1以上としなければならない）
- (2) 相対的記載事項の例
- 定款に記載がない以上その事項につき効力が認められない事項。
- ① 株式の譲渡制限
 - 株式の譲渡に当たり「会社の承認」を要する旨の「株式譲渡制限」規定を定款に定めることができる。(非公開会社の場合)
 - ② 相続人等に対する売渡請求
 - ①の株式譲渡制限については、相続による承継を対象としないことから、相続人を新たな株主として取り扱わなければならない。このような事態を防ぐための一つの方策として、相続による株式の承継について、会社の判断で強制買取ができるように途を確保しておこうとするもの。
 - ④ 株券発行
 - ④ 現物出資
 - ⑤ 株主総会、取締役会及び監査役会招集通知期間短縮
 - ⑥ 取締役会、監査役会などの設置
- (3) 任意的記載事項 ((1) 及び (2) 以外)
- ① 事業年度
 - 会計上の期間の区切りで、1年以内であれば、1年1期でも半年で1期でも構わない。事業年度を設定する場合は、会社が多忙な時期は避けるほうがよい。
 - ② 公告の方法
 - ③ 定時株主総会の開催時期
- 6 設立登記の申請
- 設立登記は司法書士に依頼する。
- 登記の申請日は、会社設立の日となる。
- 《凡例》
- §○：会社法の条名を示す。